

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 局長が不在のときは、<u>総括監査監</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 <u>総括監査監及び企画調整担当監査監</u>が不在のときは、<u>総括監査監</u>があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総括監査監</u>及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(2) 局長の休暇（引き続き5日を超える休暇を除く。）並びに<u>総括監査監</u>及び局付の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(3) 局長の旅行命令（用務地が県外の場合を除く。）並びに<u>総括監査監</u>及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 局長が不在のときは、<u>主管の総括課長</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 <u>総括課長</u>が不在のときは、<u>総括課長</u>があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総括課長</u>及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(2) 局長の休暇（引き続き5日を超える休暇を除く。）並びに<u>総括課長</u>及び局付の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(3) 局長の旅行命令（用務地が県外の場合を除く。）並びに<u>総括課長</u>及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p><u>(総括課長共通専決事項)</u></p> <p>第6条 <u>総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(3) <u>総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の事務分担に関すること。</u></p> <p>(5) <u>照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>事実の証明に関すること。</u></p>

(総括監査監専決事項)

第6条 総括監査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること(次条第1号に掲げる事項を除く。)
- (2) 企画調整担当監査監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 企画調整担当監査監の休暇その他の服務に関すること。
- (4) 職員の事務分担に関すること。
- (5) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること(次条第4号に掲げる事項を除く。)
- (6) 事実の証明に関すること。
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

(企画調整担当監査監専決事項)

第7条 企画調整担当監査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (2) 総括監査監が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 総括監査監が指定する職員の休暇その他の服務に関すること。
- (4) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること(企画調整担当の分掌に係るものに限る。)
- (5) その他前各号に準ずる事項

(総括監査監指定職員専決事項)

第8条 総括監査監が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括監査監(総括監査監が直接事務を担当する場合に限る。)又は企画調整担当監査監の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括監査監があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1)～(3) [略]

(7) その他前各号に準ずる事項

(監査第一課総括課長専決事項)

第7条 監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

(総括課長指定職員専決事項)

第8条 総括課長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。